

平成28年 第13回香芝市教育委員会会議(12月定例)会議録

日時 平成28年12月21日(水)
午前9時30分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司
委員(教育長職務代理者) 中木 秀一
委員 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 吉村 宗章
教育部次長(学校教育課長事務取扱) 福森 るり
総務課長 吉田 十朗
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 秋山 優
生徒指導支援室長 上谷 基博
中央公民館長 仲西 靖子
市民図書館長 石井 成子
生徒指導支援室主幹 田中 雅野

〔書記〕

総務課主幹 千葉 常雅
総務課主査 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第13回教育

委員会会議(12月定例)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、中木委員と石原田委員をお願いいたします。

教育長 前々回第11回と、前回臨時で行いました第12回の会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前々回、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきます。

教育長 前々回11月24日の第11回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

25日は、ニコニコあいさつ運動ということで、真美ヶ丘東小学校あるいは香芝東中学校に行かせていただきました。どちらの学校も多くの先生方が校門で子どもたちにあいさつを交わしており、子どもたちも笑顔で元気にあいさつをしておりました。あいさつ運動はある程度は定着しているかなと思います。今後は保護者あるいは市民のほうにも広げていけたらなとも思っております。

26日の土曜日は、香芝市美術展覧の表彰式がございました。教育委員の皆様にもご参加いただいて、絵画、書道、写真でございましたが、非常に力作が揃っておりました。

28日の月曜日は、真美ヶ丘東幼稚園と旭ヶ丘幼稚園のほうに行かせていただいて、3歳児の入園に関して園長先生からいろいろとお話を聞かせていただきました。

29日は、旭ヶ丘自治会の会長さん、旭ヶ丘幼稚園のPTA会長さんと教育委員の皆様との懇談を行なっていただきました。出されている要望書の思い、願いなどについても聞かせていただき、意見交換を行わせていただきました。

12月1日は、定例の月例会がございました。特に市長のほうから、予算編成の時期でございますので、そのあたりのことを十二分に考慮しながら、来年度は国からの予算が非常に厳しいですが、やることはやっていかなければならないといけないので、各所管で十分に検討したうえで予算要望にあたるようお話がございました。

同日午後、就学指導委員会がございました。年々、就学指導委員会にかかる子どもたちが多くなっているわけですがけれども、各専門の先生方が各分野で十二分に検討いただき、また保護者の思いに寄り添いながら、それぞれの進路先の決定を保護者にしていただく。そういった材料提供をしていただいております。

2日は、県の教育委員会教育長と懇談をさせていただき、特にその場におきましては、3歳児の入園に関してご指導等もいただきました。

同日午後からは、ハルナ幼稚園の園児が来庁して、餅つきを行ったということで、その餅を持ってきていただき、ハルナ幼稚園の園児たちが非常にながらんでいる話も聞かせていただきました。

同日その後、12月1日が「いのちの日」なんですけれども、2日に「いのちの大切さを考える研修会」を行なわせていただきました。これは平成24年にいじめ撲滅宣言を行い、役所の前に掲示板があるんですけども、それ以来、「いのちの日」に先生方対象にこういった研修会を行なっております。今年は大阪樟蔭女子大学の高橋裕子先生に「病と心」ということでご講演いただき、委員の皆様にもご参加いただいております。

同日、第12回教育委員会会議(臨時)を開かせていただき、3歳児の入園について話をさせていただきました。現在、そのことについて事務手続きを行っているわけでございますけれども、入園の内定をもらっていない子どもたちの保護者へ、入園を認める方向の案内をさせていただいたところ、非常に喜んでおられたという話を園長からも聞いております。なお、また後でも話があるかと思いますが、今後定数に関わる規則等の改正をしなければなりません、事務局のほうでは準備をしておりますので、今後この案件につきましては委員の皆様のご意見を頂戴できたらと思っております。

4日の日曜日は、第68回人権週間行事といたしまして、中学生人権作文表彰式と人権のつどいがございました。県内の中学生の人権作文のなかから、10名の優秀作品が発表され、同時に講演会があり、アトラクションと

して香芝西中学校の吹奏楽部の演奏がございました。大変多くの方が参加されました。

5日の月曜日から、第6回香芝市議会の本会議が始まっております。このことに関してはまた後ほどご報告させていただきます。

6日の火曜日は、危機管理マニュアルの研修会を行なわせていただきました。危機管理マニュアルを作成したんですけれども、そのことをもとにして、現在香芝東中学校のスクールカウンセラーをしていただいております植田和子先生のご講演を頂戴いたしました。「緊急事態における組織的な危機対応について」ということで心のケアに視点をおいたお話を聞かせていただきました。各学校からも担当の先生あるいは管理職の先生にご出席いただきました。

同日、臨時の校長会を行いまして、平成29年4月の教職員人事異動基本方針が県のほうから出されましたので、そのことについて校長のほうに周知を行いました。

7日の水曜日は、総務企画委員会がございました。

8日の木曜日は、福祉教育委員会がございました。

9日の金曜日は、教頭会を行ったんですが、8日の校長会にわれわれは出ることができませんでしたので、この教頭会で教育の日あるいは学校訪問のお礼と併せ、2学期の終わりに向けて児童生徒の健康管理と2016年の締めくくりをお願いいたしました。

同日、幼稚園訪問がございました。

同日、市教委指定道徳教育研究発表会が三和小学校でございました。私も出席させていただきましたが、道徳の教科化が叫ばれているなか、本市は道徳教育に力を入れておりますが、三和小学校でかなり力の入った素晴らしい授業がされ、また市内の多くの先生方が参加されていたのが印象的でございました。

13日の火曜日は、特別支援学級の合同学習会がございました。200名余りの子どもが、小学校、中学校、そしてまた特別支援学校、西和養護学校にいるんですけれども、その交流会ということで、特にクリスマス会を兼ねた会がございました。私も見させていただいたんですけれども、子どもたちが歌あるいは寸劇、発表等を先生方の指導のもとに元気よくやっている姿、そしてまた子ども同士の交流が非常に進んでいるなど。「地域の子は地域で育てる。」といつも私は申し上げているのですが、本当に地域のなかで彼ら彼女らの存在の大きさを改めて知りました。保護者の方もたくさんご覧になっておられました。

その後、香芝中学校のふたかみ学級の子どもたちが私の部屋にやってきて、ふたかみ学級ではカレンダーを毎年作っておりますが、そのカレンダー

一を頂戴しました。子どもたちそれぞれの思い、願い、あるいはがんばったところについて聞かせてもらいました。毎年これを頂戴し、私の部屋に置かせていただいております。ちなみにこれは私の部屋だけではなく、事務局、市長室、あるいは県のほうにも配っているというお話を聞かせていただいております。香芝市の特別支援教育のレベルの高さを改めて認識しました。

14日、15日と2日間にわたりまして、本会議の一般質問がございました。教育委員会に関する一般質問もかなりたくさんございました。これもまた後でご報告させていただきます。

19日の月曜日は、教職員の人事異動が始まりますので、その人事異動に関するヒアリングを市教委、それから県教委にもお越しいただいて、各学校の校長とさせていただきます。

20日の火曜日は、第14回の香芝市事業者許認可に関する調査特別委員会が行われました。これは廃棄物等の件についてでございますが、直接的には教育委員会は関係していないところです。所管のほうでいろいろと話し合いをされ、議会のほうから決議をされ、調査特別委員会が終わったと聞いております。

同日、本会議の最終日でございます。

同日、真美ヶ丘東幼稚園と旭ヶ丘幼稚園に行かせていただいて、3歳児の受け入れ等について、電話等ではすでに園のほうに周知しておりましたが、議会が終わった後、直接園長のところに行かせていただきました。子どもたち、保護者の入園の手続きをお願いしますといった話もさせていただきました。

そして本日、第13回教育委員会会議となっております。なお、第2回いじめ不登校等対応委員会はこの会議の後行う予定となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告させていただきました。今月も多くの行事等があり、委員の皆様にも多く出席いただきました。そのことも含めまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

三岡委員

教育長の動静とは直接関係がないのかもしれませんが、12月2日にハルナ幼稚園の園児たちがお餅を持ってきてくれたということですが、今世間では餅つきの際のノロウィルスの感染が大変危惧されておまして、自治会や小中学校でも正月の餅つきを自粛する動きがありますが、香芝市のほうではどうされる予定なんですか。

教育長

次長のほうからお答えさせていただきます。

教育部次長 委員のご心配されている餅つき等によるノロウィルスの感染拡大については、実は幼稚園や小学校におきましてもそういった行事を予定しているところがありました。その前に感染の拡大が見られた学校、園もございましたので、学校教育課保健給食係のほうから、また生徒指導支援室のほうから十分な感染予防の対策をするようにとの注意喚起を文書でいたしております。そういったこともありましたので、実際十分な対策をして実施した園もございますし、時期を変更した学校、園もございましたので、香芝市の公立幼稚園、小中学校についてはそういった対策を行っているところでございます。

三岡委員 ありがとうございます。そうしましたら例年どおり行われるということで、手の消毒や手袋の着用などで対応されるということによろしいでしょうか。

教育部次長 予定どおりと言いましても、予定通り行ったところはそういった対策をしておりますし、少し内容を変更したり、時期をずらして延期した学校もございました。

教育長 ハルナ幼稚園のほうでもそういったことを十分に留意され、私がいただいた時も必ず火を通して食べていただきたいという話も頂戴しております。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

中木委員 12月2日の臨時教育委員会会議で決まったことについて、要は3歳児の入園の受け入れの枠を願書を出した方全員に広げるということについて、簡単にはその後の動きの説明があつたんですが、もう少し、後ででも結構なんですが、聞かせていただきたいなと思っております。

教育部次長 その他報告の際に報告させていただく予定をしておりますので、また後ほど報告させていただきます。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長 ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

日程5(1)市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育長 案件(1)議第23号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、議第23号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年12月13日付けで香芝市長より、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行に係る協議の申出がありましたので、別紙協議書について協議し、協議書を締結することについて議決を求めるものでございます。

参考資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。協議書の内容でございます。以前にも締結した協議書がございますが、それが右側現行の欄に記載されております。これを左側改正案のとおり改正し、新たに協議書を締結するというところでございます。

内容でございますが、第1条第1号から第4号については従来そのままとなっております。第5号から第7号を追加しております。第5号につきましては「教育大綱及び総合教育会議に関すること。」、第6号につきましては「認定こども園及び保育所に関すること。」、第7号は「香芝市保育事業者選定委員会に関すること。」。以上3つの号を追加しております。第8号から第10号でございますが、これはそれぞれ現行の第5条から第7条と内容は同じでございます。表記を若干簡素に変更しております。そして最後でございますが、第11号「子ども・若者育成支援に係る連絡調整に関すること。」。こちらを追加しております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 何点か確認したいと思っております。直接この議案に関わることではなくて、もっと基本的なことについても質問させていただきたいと思えます。まず、補助執行ということになると、その事務をどこで担当するということが別で定まっていると思うのですが、それがどのように定められたのか。条例なのか何なのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

それから2つ目ですけれども、補助執行を行うというシステムの目的と

するところは一体どこにあるのかなということについてご説明をお願いしたいと思います。

それから3つ目ですけれども、第1条第9号ですけれども、「特定教育・保育施設の確認」ということが書いてあるんですが、具体的にどういったことを差しているのかを教えてくださいたいと思います。

それから4つ目ですけれども、9月の定例教育委員会会議のなかで、諮第8号という議案がありました。これは教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則ということで、認定こども園に関する規則だったと思うのですが、このときに3項目を協議の対象にするというような定めになっておったと思うのですが、今日の協議書を見させていただくと、第2条で、「この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。」ということが明らかにされているのですが、こういった第2条があるのであれば、この前の9月の定例教育委員会でわざとその行為についての規則を定めたというもののギャップを感じるわけなんです。この第2条があれば、わざわざ認定こども園だけに対して規則を定めて、市長部局が教育委員会にこのことだけを協議すると言って定めてあることを定める必要はないんじゃないかと考えておりますが、その点についてご意見をお伺いしたいと思います。

それから現行の協議書のなかで、第5号に「子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する児童の認定及び給付に関すること。」と書いてあります。改正案では同じ法律に基づく「保育の給付に係る支給認定に関すること。」と言葉が変わっているんですが、何がどのように変わっているのか。それをご説明いただきたいと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。何点かございましたが、どうでしょうか。

総務課長 まず補助執行のなかで、具体的な事務をどこの課がするかという1番目のご質問でございますけれども、この協議書につきましてはあくまでも市長と教育委員会との仕事のやりとりと言いますか、補助執行をする内容を定めたものでございまして、具体的にどこの課がするかということになりますと、また教育委員会の事務分掌等で定めることになるかと思えます。事務分掌につきましては「その他報告」で現在の規則改正の進捗をご報告させていただきたいと思います。

次に、補助執行の目的でございますが、業務と人員が市長部局と教育委

員会部局とに分かれておりますが、明らかに片方が両方の仕事をしたほうが合理的な場合がございます。例えば予算執行でございますけれども、予算執行につきましては市長部局の仕事となつてございますけれども、実際に企画をしたり、物を発注したりするのは教育委員会でございます。支払いと伝票作成のみを市長部局で行うのは合理的ではございませんので、そういった場合には市長部局の仕事を補助執行するということで、伝票の作成等の一切を教育委員会の職員で行っているといった例がございます。私からは一旦以上です。

教育部次長

私のほうからお答えできる部分がありますので、回答させていただきます。まず、第8号の「子ども・子育て支援法に基づく保育の給付に係る支給認定に関すること。」ですけれども、これまで子ども・子育て支援制度では、特に就学前の保育、教育に係る子どもたちについては1号、2号、3号という3つの種類があるとの説明をさせていただいていたかと思えます。これまで教育委員会が実施しておりましたのは、いわゆる1号認定の子ども、教育標準時間を要する子ども、3歳児以上の幼稚園を利用して子どものことでございますけれども、その子どもたちの認定と、それに対する給付、それに対する教育、保育を実施するということを司っていたわけでございますけれども、今後こども課というところでは2号、3号の子どもたちについても同じく認定をして給付をするといった業務をうけたまわるわけでございますので、そういったところで表現をこのように統合させているということで、この表現で1号から2号、3号という子どもたちすべての認定と給付を行うことができるということでございます。あくまでもそのうちの2号、3号についてはこれまで市長部局にあったものでございますので、こういう表現で取りまとめをさせていただいております。

それから第9号でございますけれども、施設の確認に関することでございますが、実は香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を持っておりまして、子ども・子育て支援新制度に係る確認施設と言われる、いわゆる幼稚園、保育所、小規模保育、その他様々な保育事業があるわけでございますけれども、こういったことが基準どおり行われていることの確認を行うのは市の役割でございます、その業務が教育委員会に託されるということでございます。私のほうからは一旦以上でございます。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時9分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課長 9月の教育委員会会議で提案させていただきました諮第8号に関する
ことですが、これにつきましては、あくまでも認定こども園に
おきましては市長権限のもとで運営されるということになってございま
す。ただ、そのなかにも教育に関する部分がかんりのウェイトを占める
ということで、市長権限にありながらも教育が関与したほうがいいであ
ろうというところがございしますので、諮第8号につきましては3つの号
を掲げまして、その号については教育委員会の意見を求めるということ
にさせていただいております。あくまでも市長権限でございしますので、
市長は勝手に行なうことができるわけですが、この部分については教育に
関することが含まれておりますので教育委員会の意見を聞くとい
うこととございします。それに対しまして今の協議書でございしますが、
協議書につきましてはあくまでも補助執行内ということとございします。
補助執行と言いますのは権限はございしません。あくまでも市長に権限を
残したままわれわれ教育委員会の職員が補助的に事務を執行するとい
うこととございしますので、市長権限の部分についてまで定めるというこ
とはございしません。

それから、第1条各号に掲げてございしますそれぞれの業務でございま
すけれども、それぞれ市長部局で実施する旨、法律に記載がございします。
以上でございします。

中木委員 今、9月の諮第8号と今回の協議書の第2条との違いを聞かせていただ
きましたが、そういう解釈からすると諮第8号はあくまでも認定こども園
だけについての定めだったわけですね。補助執行する業務がたくさん形成
されているわけなんですけれども、他の事務についていわゆる協議して定
めるだけではない、責任と権限について定めをしなければならないとい
うようなものが他にないのかという心配をするのですが、いかがでしょうか。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時15分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

教育部次長 ご指摘のとおり、私どもも今考えうる、想定しうるものは協議書のなかに盛り込まれているという認識ですけれども、制度が変わったり、新たな事業が始まったりといったことで、その都度協議書については市長部局と協議いたしまして、これは改正をしていく予定をしておりますので、そのあたりを私どもも注意いたしまして、協議の内容については考えてまいりたいと思います。

中木委員 ありがとうございます。やろうとしていることは、これを市長部局であっても教育委員会であっても、要は市の総力をあげて取り組んでいくということが基本になればいけないものだと思っております。従来は縦割り行政であるがゆえに問題がたくさん生じているということがあったわけなんですけれども、文書にうんぬんという話だけではなくて、実際の運営、取り決めそのものも、横の連携をしっかりと取っていただいて、少なくとも市民であるとか、子どもたちであるとか、主役はそちらにあると思いますので、そのあたりを漏れ落ちなく協議していただいて、良い運営をしていただくということを基本に、この内容もどんどん更新されれば良いと思うんですけれども、その考えだけは続けていただきたいと思っております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。事務局においては、ただ今の委員のご意見を心に留めていただき、また教育委員の方々におかれましても、今後いろいろと協議書の追加、修正を行っていきたいと思っておりますので、委員の皆様からもご提案いただけたらと思っておりますので、併せてよろしく願いいたします。

教育長 では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(2)教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育長 それでは案件(2)議第24号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、議第24号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び照会に関する事務を市長部局職員に補助執行させることを、香芝市長と協議することについて議決を求めるものでございます。

議案書5ページをご覧ください。補助執行の内容でございますけれども、第1条は、先ほど申し上げました情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び照会に関することとなっております。これにつきましては、情報提供ネットワークシステム自体が香芝市の所有物で、なおかつ香芝市で管理されております。これを教育委員会が使用して特定個人情報の提供及び照会に関する業務に使用するというところでございますので、香芝市のシステムを使うという点におきまして補助執行となるという判断をさせていただきまして、この協議を市長部局と行うということでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 第1条第1号に具体的な業務が書かれているということでしたが、どんなことが具体的に対象になっているのかが分からないので、もう少し分かるように中身をご説明いただくとありがたいというのが第1点目でございます。

それから第2点目ですけれども、今回は教育委員会から市長部局への補

助執行という協議書の内容なんですけれども、先ほどと同じくですが、他にそういった業務がないんだろうかという目でもう一度ご確認をお願いしたいと思っております。以上でございます。

教育部次長

子ども子育て支援法と就学援助制度に関連して、個人番号を取り扱っている業務がございます。まず、子ども子育て支援に関するものにつきましては、香芝市で1号、2号、3号という認定をする際に、個人番号を聴取しております。これは、いわゆる保育教育の提供というのは社会保障の1つといった位置づけをされましたので、税と社会保障の一体改革のなかでこの番号法が浮き上がってきたものでございます。いわゆる給付についても様々な給付、医療であったり年金であったり、そういった給付に対するものと税とを一体的に改革するのに必要なものということで番号法というものがございます。教育保育を受けていただくということも1つの社会保障としての給付という扱いでございますので、そういう意味で実は番号法で言う個人番号を子どもは認定の際には聴取しております。それからもう1つ、就学援助のなかの医療券という、子どもたちが虫歯の治療を行う際など、就学援助を受けている子どもには医療券を支給しているんですけれども、これも医療を給付するということで、これにも個人番号をいただいております。そしてこの番号というのは、市長部局のネットワークを通してやりとりしますので、執行機関が香芝市と教育委員会で別になっております。本来でしたら教育委員会で1つのサーバーを持って番号管理をしなければならないわけなんですけれども、ネットワークシステムは市長部局しか持っていないので、市長部局のネットワークを通してやりとりをするということで、あくまでも市長部局に補助執行していただくということでございます。

2点目の、漏れがないのかということですが、今の段階では教育委員会の事務を市長部局に執行していただいていることはないと考えておりますが、先ほどご意見ございましたように、市民の方、子どもたちも含めてそういった負担がないように、間違いがないように進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

教育長

よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

石原田委員

続きでもう少し教えていただきたいんですけれども、市長部局職員に補助執行させる前の実務の流れはどうなっていて、それを補助執行させると実務の流れがどう変わるかを、簡単に構いませんので教えていただけます

でしょうか。

教育部次長 情報のネットワークが相手方にどういったかたちで認識されるかとい
いますと、本来教育委員会で持っているべき番号が、香芝市から取得した
という扱いで相手方にデータが提供されるので、本来教育委員会が持って
いないといけない情報なのに、相手方には香芝市から取得したというかた
ちになってしまうので、その手続き上、補助執行というかたちにすることが
必要だということです。以上でございます。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

中木委員 この協議書の下には日付が入ってなくて、その代わりに番号法うんぬ
んと書いてあるんですけども、これはいつから施行するのですか。先ほ
どの議案であれば協議の開始日が附則に書いてあるわけなんですね。この
議案については読めないなので、説明をお願いします。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時29分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課長 まず協議書の日付が空欄になってございますのは、議第23号の場合です
と市長部局から教育委員会へ協議書を提出いただいております。これは
先ほど議決いただきましたので、この協議書につきましては本日の日付が
入るということでございます。ただ今提案になっております議第24号につ
きましては、あくまでもこれから市長部局に協議を行う、協議の開始でござ
います。この協議書案で市長部局と協議を行いまして、市長部局が合意い
ただければその日付で協議書の締結ということになります。

次に、附則でございます。議第23号の附則でございますけれども、この
協議は平成29年4月1日から施行するとなっております。これにつきましては、
保育所が現在市長部局のもとで動いてございますが、現在事業を継
続しているなかで4月1日から市長部局から補助執行を受けるというこ

とで、その期日ということで4月1日から施行とさせていただいております。議第24号に関しましては、現在この情報提供ネットワークシステムが本格稼動してございません。これから始まる事業ということでございますので、附則においてこの協議書の施行日は記載してございません。以上でございます。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(3)その他報告

教育長 日程5(3)「その他報告」として各課より報告等をお願いします。

教育部長 私の方から、去る12月5日から昨日まで開かれておりました香芝市議会の議案に関係すること、あるいは一般質問についてご報告申し上げたいと思います。まず、12月議会で提案となった議案の状況でございますが、報告案件が1件と議案が19件あり、そのなかで教育委員会が関係する議案につきまして、「香芝市職員定数条例の一部を改正することについて」につきましては原案可決いただいております。それから、「香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」。こちらは学校運営協議会の関係でございましたが、これについても原案可決いただいております。それから、「香芝市の小中学校児童生徒福祉基金条例の一部改正について」ですが、これについても原案可決いただいております。これは基金の使い道を少し広げるということで、学校教育振興福祉基金ということで条例を一部改正させていただいております。それから、「香芝市自転車駐車場条例及び香芝市都市公園条例の一部を改正することについて」。これについても原案可決いただいております。改正内容につきましては、特に総合公園のプールの利用料金についての広陵町との協議事項でございます。それから、「平成28年度香芝市一般

会計補正予算(第3号)について」でございます。これについても原案可決
いただいております。教育委員会の所管する部分の補正内容でございます
けれども、小中学校各種大会出場補助金、学童保育所指導員の賃金の改正
関係、学校給食運営費で来年から始まります認定こども園関係の給食備品
等の補充関係の補正をいただいております。それから最後ですけれども、
「指定管理者の指定について」ということで、これについては公民館、二
上山博物館をともに管理していただく業者の指定について、原案可決いた
だいております。

それから、関係する案件では、議会の初日におきまして決議第3号につ
いて、こちらは待機児童解消についての決議というところで、議員のほう
から決議文が出てまいりまして、可決されております。特に待機児童の解
消に向けて、幼稚園や保育所、学童保育所も含めて取り組んでいただきた
いという決議書でございました。

それから、一般質問の関係ですけれども、今回15名の方から一般質問を
受けてございます。そのなかで、教育委員会の関係するところでは10人の
議員のほうから質問を受けております。内容でございますが、香芝市まち
ひとしごと総合戦略の関係につきましてもの基本的な目標あるいは施策決
定についての考え方。それから、安全なまちづくりの関係では、こどもの
安全対策。それから住民が元気になるまちづくり関係では子育て支援につ
いて。それから、市政の取組みのなかでは機構改革について。それから、
中学校給食では、メニューあるいは給食に係る体制についてご質問をいた
だいております。それから、香芝市の子ども子育て支援の関係では、来春
開園するこども園についてご質問を受けております。それから、地域の活
性化で香芝ブランドの発信についてというところでは、香芝市民マラソン
の拡充について。それから、安心して出産、子育てができる街づくりにつ
いては、保育所の待機児童に関して関連質問がございました。それから、
香芝市の教育環境については、支援学級のあり方、トイレの洋式化につ
いて質問を受けております。それから、学校問題の解決支援については、教
育内容の質を向上するための障壁について。そして、教員も保護者も相談
できる対策組織について質問を受けております。それから、防災・減災の
新たな視点については、非構造部材の耐震化について。それから生活困窮
世帯の子ども達への学習支援について、具体的な事業内容についてご質問
を受けております。全部で10名の方について、すべて答弁できなかった部
分もあったんですが、いずれにしても今後市政の施行にかかる部分で新た
な展開を、今後29年度予算の確認も含めてご質問のほうをいただいでござ
います。以上、議会関係の報告とさせていただきます。

教育長 ありがとうございました。この件に関して他にご意見等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

教育部次長 冒頭、中木委員からもご質問がありました幼稚園の、待機となった子どもたちへの現在の事務の進捗状況についてご報告させていただきます。先の委員会でもございましたように、10月17日、18日の願書提出日に提出のあった方で、なおかつ待機になっている方が27名おられたわけでございますけれども、この方々に12月15日に文書を発送させていただいております。今回の事態についてと、事務を進めさせていただくといったことと、仮にご辞退される方は連絡を欲しいといったような内容の文書でございますけれども、そちらを送らせていただきまして、郵便局に確認しましたところ、16日には配達しますとのことでしたので、先週金曜日にはほとんどの保護者の方がご確認いただいているという状況でございます。今後、健康診断、各自の面談といったことを進めまして、入園の手続きを具体的に進めさせていただくという状況でございます。また、並行いたしまして、今回の幼稚園規則にありました定数でございますけれども、この定数につきましても適切な人数に変更させていただくことを前提に調査をさせていただくつもりでございます。平成29年の半ば頃にはこれを改正いたしまして、次回の募集の際に、今回あった事態になることのないように努めてまいりたいと考えてございます。今の段階でございますけれども、真美ヶ丘東幼稚園で2名の方、旭ヶ丘幼稚園で1名の方が辞退をするといったことをご連絡をいただいているようでございます。今後また保育所のほうの決定が1月の末頃を目処に出されてまいりますので、そういったなかでは若干の動きもあるかなというように考えてございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。特に定数にかかる規則のほうはまた委員の皆様にご審議いただくこととなりますので、今準備作業を行っております。また準備が整いましたら、この教育委員会会議にお諮りしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

教育長 今の件に関しまして、ご意見ご質問等ございませんか。

教育長 よろしいですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

総務課長 まず1点目ですが、教育委員会表彰でございますが、今年度の教育委員

会表彰は2月25日土曜日でございます。9時よりふたかみ文化センターで執り行いたいと思いますので、よろしく願いたします。

続きまして、もう1点でございます。先ほど少し話があったかなと思いますけれども、補助執行を受けた認定こども園、保育所をどこが受け持つか、また4月に予定しております機構改革、このあたりでどの課がどの事務を受け持つのかということでございますけれども、現在これにつきましては事務分掌規則を改正する作業にかかってございます。本日、途中経過ということでございますが、報告させていただきたいと思います。お手元に新旧対照表をお配りしております。右上に、「(案)12月20日」と書いたものでございます。大きくは、従来子ども支援課が所管しておりました保育所業務が補助執行で追加され、また認定こども園につきましても教育委員会で事務を行うということでございます。その他、従来からあります教育委員会の業務はほとんど変わっておりません。ただ1点、営繕にしましては市長部局で営繕課ができる予定でございまして、営繕にしましては市長部局ということで、教育委員会から外れるということです。

次に、お手元の資料の第2条でございますけれども、全体の仕事の構成でございます。左側、改正案でございますけれども、総務課は、名称を総務課から教育総務課へと変更する予定でございます。従前、総務係、施設係の2係がございました。改正案ではこれに保健給食係を追加するということです。保健給食係につきましては、現行学校教育課の所管でございます。次に学校教育課でございますけれども、学校教育課につきましては支援係の1係になるということです。この内容でございますが、現在の生徒指導支援室指導係の業務がほとんどということでございます。あとは若干、学務係の仕事が残ります。次に、こども課は新設でございます。これについては3係を予定しております。市長部局の子ども支援課の仕事がそのままこども課に来ます。それと、学校教育課で担当しておりました、主に幼稚園に関すること、放課後支援に関することは、今後こども課ということになります。次に生涯学習課でございます。生涯学習課につきましては、現行3係でございますが、そのうち生涯学習係、体育係を1つの係にしまして、社会教育係ということで現在検討をしております。また、市民図書館ですが、どういった表記にするかということで現在検討をしております。大きなところでは以上でございます。ご意見等ございましたらよろしく願いたします。

教育長

ありがとうございました。現在検討中でございますので、途中経過ということですが、もし特にこれは、といったことがありましたらお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また十分に見ていただいて、改め

て私や担当のほうに言っていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

教育長 この件についてはよろしいですか。では、他に各課より報告等ございませんか。

生涯学習課長 先ほど議第23号にもございました補助執行事務の協議書第1条第11号なんですけれども、「子ども・若者育成支援に係る連絡調整に関すること。」を追加させていただいているわけですが、こちらに係る業務といたしまして、香芝市子ども・若者支援地域協議会を12月1日付けで発足させていただきました。主な内容といたしましては、ニート、引きこもりに対する自立に向けた支援ということで協議会のほうを設置させていただいております。対象といたしますのは、昨年10月に国のほうが調査いたしました推計に基づくものによりますと、香芝市では義務教育卒業から40歳未満のニート、引きこもりの方はおよそ350名いらっしゃるとなっております。この方々を中心に生活ができるよう支援をさせていただく、協力をさせていただくといったかたちの協議会の設置となっております。なお、それに伴いまして、相談業務を年明け1月12日より、青少年センターにおきまして毎週木曜日の午前10時から午後3時まで、本人及びご家族の方を対象とした相談業務を行う運びとなっております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。新しく立ち上げた組織でございますので、また改めて委員の皆様からもご意見頂戴できたらと思います。

教育長 では、他に各課より報告等ございませんか。ないようでしたら、ここで少しお時間を頂戴いたしまして、10月11月に行いました学校訪問、あるいは11月19日の香芝市教育の日について、各委員の皆様には訪問、ご覧いただきましたわけでございます。個々にはいろいろなお話を聞いておりますが、もしその点に関しまして委員の皆様から感想や、来年もう少しこうしたらいいのでは、といったご意見がありましたら、十二分に論議する時間はありませんが、特にこういったことでご意見がございましたら頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中木委員 学校訪問で印象に残っていること。これが例えば、中学校における授業の中身を見てきた時に、去年あるいは数年前とすごく大きな変化が生じているということがあります。生徒が授業のなかで発言したりする機会、いわゆる授業の主體的な参加がすごく増えたなど。これについてはすごく良

い方向を向いているんじゃないかなという感想を持ったということで、これはどの学校でも、あるいはどのクラスでもさらにこういった授業形態を推進すること。これが子どもたちの理解の向上にも繋がるし、主体性をさらに増すという意味で非常に良い方向を向いてきてくれているなというふうに感じました。

それから、幼稚園も含めて幼小中の現場の先生方、特に校長先生が中心になるんですけども、これをもう少しこうしてくれたらなという意見のなかで、大半の先生から聞いたお話は、やはり人員の数だけではなくて質、それから雇用の安定性というんですか。任期付きの話は幼稚園ではたくさん聞いたんですけども、人員に関するところで、できることとできないことがあるんでしょうけれども、もう少し現場の実態を知ったうえで配置できるように努力していかないと、やはりそうでなくても学校のなかではなくて外の関係の業務がすごく増えているように思うなかで、そういったところを、人というものに対してしっかりと対処できるような方向になればいいなと、その2点を特に強く感じました。

教育長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

田中委員 去年今年といろいろと回らせていただいたり、それから学校訪問以外でも従前からいろいろなお話を聞かせていただいていたなかで、特に幼稚園の場合は市費で臨時職員の先生を雇用している部分があって、やはりせっかく先生が現場で研鑽を積んで立派になっても、1年という任期がありますので、他の市町村に、表現は悪いですが取られていってしまうと。こういうことを言うておられる園が非常に多いです。そういう部分で、採用という部分に関して市のほうでなんらかの対応をしていただけないかと。痛切な声ということで多々耳にしますので、前向きな新しい考え方を導入していただければと思います。

石原田委員 香芝市教育の日については非常にいい取り組みだと思いますので、今後広報の方法などを考えていく段階にあるのかなと思います。私は中学校の教育講演会にも参加させていただいたんですけども、内容は娘さんが自殺されたお父様のお話だったんですが、学校がどこであるかに関わらず、テーマごとに興味を持っていらっしゃる方がきっとおられると思いますので、例えば教育講演会レベルではどういうテーマでどこで話されて、といったことを地域の方にもお伝えするような、そういう広報のあり方もあるのかなと思いました。簡単ですが以上です。

三岡委員　私も香芝市教育の日についてなんですが、香芝市教育の日ということで中学2年生に香芝検定を一斉に受検させているという取り組みをされているんですけども、大変良いことだと思います。ただ、もしできましたらこれを中学1年生にさせていただけたらありがたいという保護者からの意見も出ておまして、中学2年生から内申点が付きまして、11月19日教育の日というのは2学期の期末試験の直前になってしまいますので、なかなか子どもたちも香芝検定の勉強をほとんどしていないまま受けているという現状のようです。中学1年生にはレベルが高くて難しいかとは思いますが、一度そのあたりも検討していただければありがたいかと思います。以上です。

教育長　　ありがとうございました。他にご意見等ございませんでしょうか。

教育長　　ちなみに、今細かい数字は持っておりませんが、教育の日には延べ1万3千人ほどの参加があったと聞いております。いずれにせよ今各委員さんからいただいたことを学校、幼稚園現場にも伝えていきたいと思っております。教育の日、各学校の取組み、教育の質がよりいっそう高まればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。併せて、各委員さんには中学校区ごとに担当いただいておりますので、また今のお話を各担当の学校、幼稚園で直接言っていただくのも大切かと思っておりますので、その点も併せてよろしくお願いいたします。

教育長　　他に各課からの報告等はよろしいですか。

教育長　　よろしいですか。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思っております。次回の平成29年第1回教育委員会会議は1月30日月曜日の午前9時30分からといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

各委員　　（「異議なし」の声あり）

教育長　　それでは次回教育委員会会議は、1月30日月曜日の午前9時30分からといたします。

教育長　　本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第13回教育委員会会議(12月定例)を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

(午前11時01分 閉会)